

2008年11月20日

mail ニュース

12・通巻200号

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史

TEL 03-5381-0250

超勤不払い・坂本裁判 第3回公判開かれる

超過勤務不払い問題で訴えている坂本通子さんの第3回の公判が11月20日、東京地方裁判所620号法廷で行われました。620号法廷は傍聴席は定数20名ですが、坂本裁判を報道している婦民新聞、被告である東京都当局から2名など、合計で40名近くの傍聴者であふれ、活気のある公判となりました。

第2回公判で裁判官が、「争点は、原告の超勤について緊急性・必要性が認められるかどうかだ」と述べたことに対して、坂本さんの代理人の弁護士は、「給与条例施行規則によれば事前に超勤命令簿に書くのだが、これが実施されていない。後から書かせて支払うというシステムが存在しており、条例どおりに実施されていない。従って、労働した分についてはきちんと支払うという労働基準法の問題に反しているという点が、この裁判の争点だ」と反論しました。

その結果、都側が今回の公判で、手当を支払ったものと支払わなかったものについて一件ずつ証明することとなっていたのです。

また、2年以上遡った分については時効であるのでその必要はないと被告は主張しましたが、これも却下され、すべてについて証明することとなりました。

本日の第3回公判に東京都は準備書面(2)を提出し、この中で、2002年4月1日より日を追って、超過勤務としての緊急性及び必要性を論じました。ところが、この書面がまったくお粗末な文書です。原文を引用した方がわかりやすいので、ごく一部(全文はA4版26枚)を紹介します。

2002年4月 日については超過勤務手当が支払われなかった場合の記述です。「...。原告の当該日時までの原告の分掌上の業務遂行状況等を踏まえて判断した結果、本件について緊急性、必要性は認められなかった」。

支払われた場合の記述も紹介します。「……。しかしながら、本件について原告の業務遂行状況等を踏まえて判断した結果、緊急性が認められた。」

被告東京都に求められていたのは、「原告が行った業務すべてについて必要性・緊急性の有無について一件ずつ説明すること」であったはずですが、「業務遂行状況等を踏まえて判断」では、説明にもなりません。子どもの作文といわれても仕方のない代物でしょう。

坂本さんの弁護士が、この点について質すと、「本日はここまでの主張だが、裁判が進行していく中で、さらに記憶をたどり、より具体的にしていきたい」と述べざるを得ませんでした。

次回公判は来年の1月29日(木)10時です。12月には都庁門前宣伝行動を予定しています。今後とも皆様のご支持・ご協力をお願いします。